

使用開始日 2026年7月4日

投資信託説明書(交付目論見書)

iFreeETF

iFreeETF 英国FTSE100

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)

0120-106212

受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	株式一般	年2回	欧州	ファミリーファンド	なし	その他 (FTSE 100指数 (配当込み、 円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照下さい。

委託会社の情報(2026年3月末現在)

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	414億24百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	40兆4,265億円

- 本文書により行なう「iFreeETF 英国FTSE100」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月3日に関東財務局長に提出しており、2026年7月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をFTSE 100指数(配当込み、円ベース)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をFTSE 100指数(配当込み、円ベース)(以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的として英国の株式に投資します。

※信託財産の規模によっては、ダイワ・マネー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)に投資するとともに、英国の株価指数を対象とした先物取引を利用します。
※効率性の観点から、英国の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

●為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

FTSE 100について

FTSE 100は、ロンドン証券取引所に上場する優良銘柄で構成された時価総額加重のインデックスです。当該インデックスはFTSE UKシリーズのひとつで、時価総額と流動性のスクリーニングを通過した大型株100銘柄のパフォーマンスを評価するために設計されています。
FTSE 100の構成銘柄は、すべてロンドン証券取引所のSETS取引システム上で取引されています。

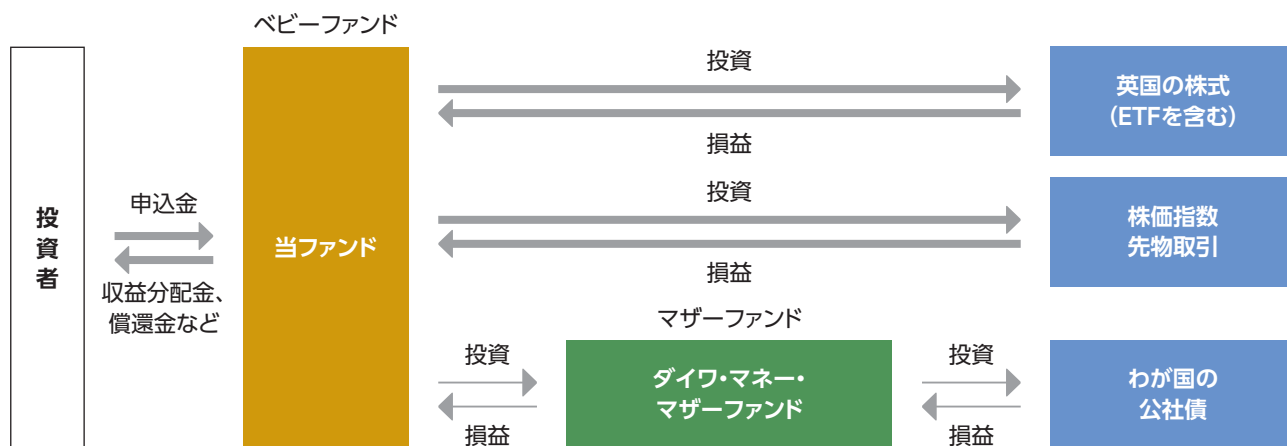
「FTSE 100指数(配当込み、円ベース)」は、FTSE International Limitedが算出する「FTSE 100指数(配当込み)」の英ポンド建ての値をもとに大和アセットマネジメントが円換算したものです。

(注)「株式」…金融商品取引所上場株式および店頭登録株式
(上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR(預託証券)を含みます。)

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式での運用の他、英国の株式、株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)等を通じた運用により投資成果を享受します。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、有価証券の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

3

追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は500口以上100口単位となります。

ファンドの目的・特色

4

解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は500口以上100口単位となります。

5

毎年4月10日および10月10日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2025年10月10日までとします。

〈分配方針〉

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用(信託報酬)等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ファンドの目的・特色

指数の著作権等について

“The iFreeETF FTSE100 is not in any way sponsored, endorsed, sold or promoted by FTSE International Limited (“FTSE”) or the London Stock Exchange Group companies (“LSEG”) (together the “Licensor Parties”) and none of the Licensor Parties make any claim, prediction, warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to (i) the results to be obtained from the use of the FTSE 100 Index (the “Index”) (upon which the iFreeETF FTSE100 is based), (ii) the figure at which the Index is said to stand at any particular time on any particular day or otherwise, or (iii) the suitability of the Index for the purpose to which it is being put in connection with the iFreeETF FTSE100.

None of the Licensor Parties have provided or will provide any financial or investment advice or recommendation in relation to the Index to Daiwa Asset Management Co.Ltd. or to its clients. The Index is calculated by FTSE or its agent. None of the Licensor Parties shall be (a) liable (whether in negligence or otherwise) to any person for any error in the Index or (b) under any obligation to advise any person of any error therein.

All rights in the Index vest in FTSE. “FTSE®” is a trade mark of LSEG and is used by FTSE under licence” .

iFreeETF 英国FTSE100は、いかなる形式においてもFTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」)またはロンドン証券取引所グループ各社(以下「LSEG」)(以下「FTSE」と「LSEG」を併せて「ライセンサ」)によって出資、保証、販売または販売促進されることはありません。そして、ライセンサのいかなる当事者も、明示的にも黙示的にも、次に関するいかなる請求、予測、保証または表明は行いません。(i) (iFreeETF 英国FTSE100の基となる)当該指数の使用により得られる結果(ii) 特定の日時等にインデックスが示す数値(iii) iFreeETF 英国FTSE100に対するインデックスの適合性

また、ライセンサのいかなる当事者も、大和アセットマネジメント株式会社に対して当該インデックスに関連した財務助言、投資助言、または勧告は行いません。当該インデックスはFTSEまたはその代理人によって計算されますが、ライセンサのいかなる当事者も(a) 指数における瑕疵について(過失の有無を問わず)何人にも責任を負いません。(b) 何人にも瑕疵について知らせる義務はございません。

インデックスのすべての権利はFTSEに帰属します。「FTSE®」はLSEGの商標であり、ライセンスに基づきFTSEによって使用されます。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加的記載事項

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

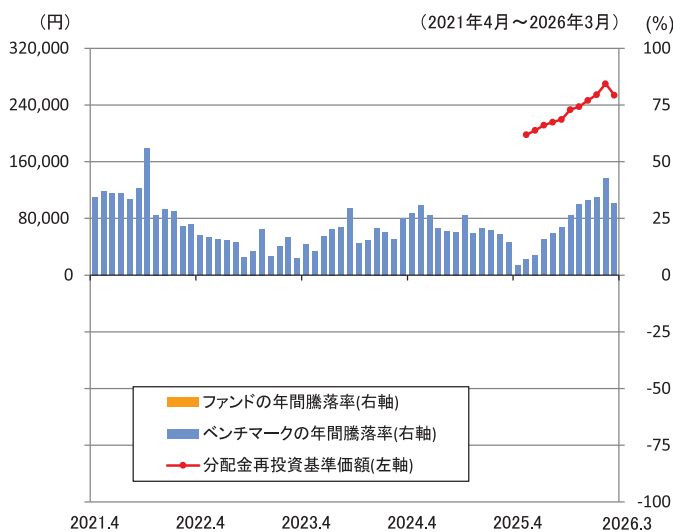
- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- 株価指数先物およびETF(上場投資信託証券)と指数の動きの不一致(先物およびETF(上場投資信託証券)を利用した場合)
- 株式、株価指数先物取引およびETF(上場投資信託証券)の最低取引単位の影響
- 株式、株価指数先物およびETF(上場投資信託証券)の流動性低下時における売買対応の影響
- 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

投資リスク

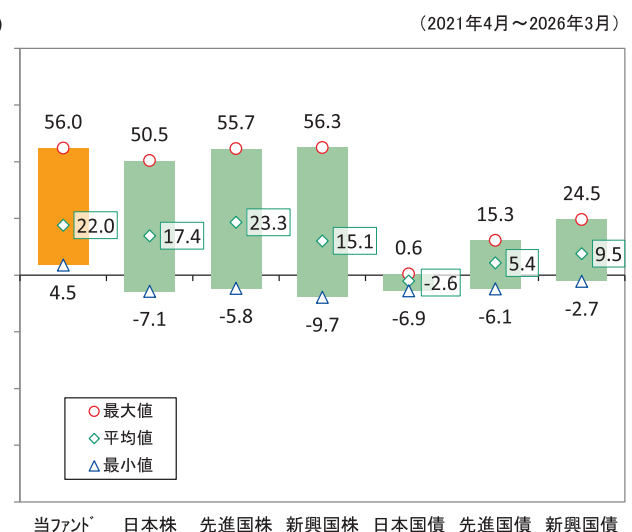
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。
また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)(の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

●iFreeETF 英国FTSE100

2026年3月31日現在

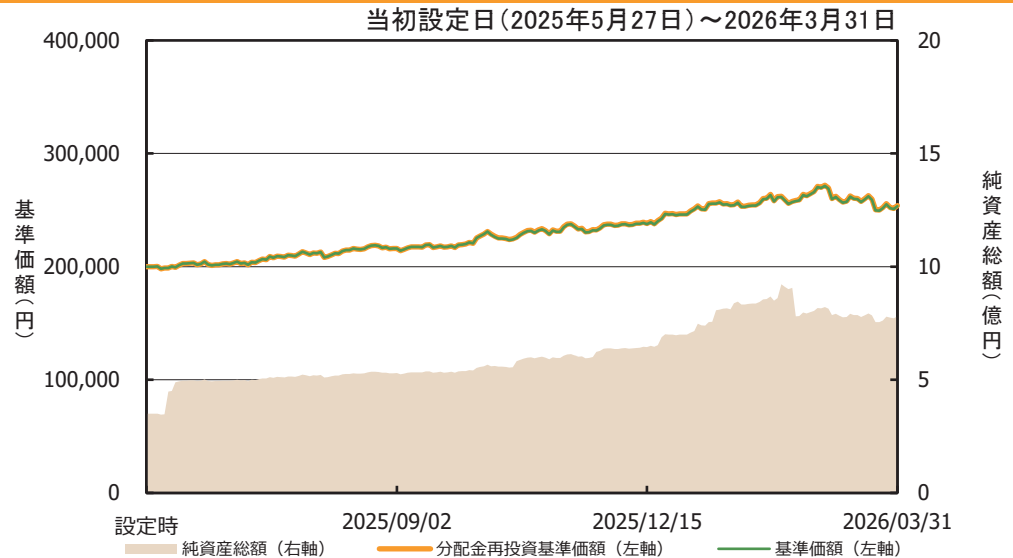
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	253,377円
純資産総額	7.8億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-6.0%
3カ月間	2.9%
6カ月間	15.7%
1年間	-
3年間	-
5年間	-
設定来	27.0%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(100口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 500円

設定来分配金合計額: 500円

決算期	第1期									
	25年10月									
分配金	500円									

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

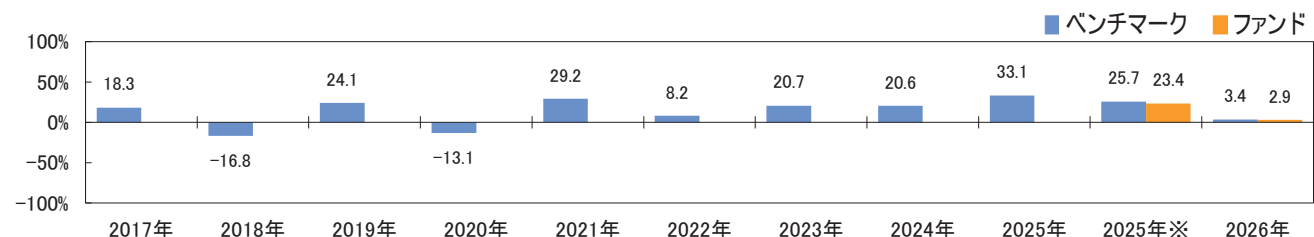
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式 先物	1	101.3%	英ポンド	99.9%			FTSE 100 INDEX JUN 26	イギリス	101.3%
国内債券	1	35.6%	日本円	0.1%			1364国庫短期証券	日本	35.6%
コール・ローン、その他		64.4%							
合計	2	-							
国・地域別構成		比率							
イギリス		101.3%							
日本		35.6%							
合計		136.9%	合計		100.0%	合計		合計	136.9%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。
 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはFTSE 100 指数(税引後配当込み、円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
 ・2025年※は設定日(5月27日)から年末、2026年は3月31日までの騰落率を表しています。
 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時

購入単位	500口以上100口単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に100.00%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額(100口当たりの価額で表示されます。) ※提出日現在の料率については、〈ファンドの費用〉をご参照下さい。
購入方法	追加設定は現金により行ないます。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時

換金単位	500口以上100口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額(100口当たりの価額で表示されます。)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込について

申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
申込受付中止日	〈購入申込みの受付の停止〉 ※原則として、次の1. から3. に該当する場合は、受益権の購入申込みの受付を停止します。なお、1. または2. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 2. ロンドン証券取引所の休業日 3. 前1. および前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付の停止〉 ※原則として、次の1. から3. に該当する場合は、受益権の換金申込みの受付を停止します。なお、1. または2. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 2. ロンドン証券取引所の休業日 3. 前1. および前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

手続・手数料等

購入の申込期間	2026年7月4日から2026年12月28日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消することがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消することがあります。

その他

信託期間	無期限(2025年5月27日当初設定)
繰上償還	●委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万口未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月10日および10月10日 (注)第1計算期間は、2025年10月10日までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	6,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	—
課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2026年3月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
	なお、購入に伴い必要となる費用等を賄うため信託財産に繰入れられる額として、購入の際に100口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.05%以内（提出日現在は、 0.00% ）をご負担いただきます。	
信託財産留保額	0.05%以内 （提出日現在は、 0.00% ）	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料 率 等	費 用 の 内 容
運用管理費用 (信託報酬)		年率0.198%(税抜0.18%)以内 (提出日現在は、 <u>年率0.198%(税抜0.18%)</u>)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.16%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

手続・手数料等

その他の費用・ 手数料	(注2)	● 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ● 受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.04%を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)
------------------------	-------------	---

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、ETF(上場投資信託証券)は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

######